

○大府市木造住宅解体工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止し、災害に強いまちづくりを促進するため、旧基準木造住宅の解体工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において交付する大府市木造住宅解体工事費補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 大府市内にある木造住宅であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - ウ 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 大府市が実施する無料耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (4) 解体工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを解体する工事をいう。

(補助対象建物)

第3条 補助の対象となる建物(以下「補助対象建物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であるもの
- (2) 補助金の交付申請時に延べ床面積30㎡以上であるもの
- (3) 補助金の交付申請を行う前までに木造住宅耐震診断を行っており、木造住宅耐震診断において総合判定が1.0未満(ただし、平成17年度以前に実施した第2条第2号イ(以下「センター診断」という。)においては80点未満)と診断されたもの
- (4) 大府市民間木造住宅耐震改修費補助金、大府市耐震シェルター整備費補助金又はこの補助金の交付を受けていないもの。
- (5) 大府市老朽空家除却費補助金の交付対象にならないもの(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第3項の規定による命令を受けたものを除く。)

(6) 所在地が次に掲げる事業の区域内である場合は、補助の対象として適当であると市長が認めるもの

ア 土地区画整理事業

イ 都市計画施設

ウ その他市長が協議を必要と認める事業

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条に規定する補助の対象となる建物を解体し、解体後の廃材を運搬及び処分する解体工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。ただし、同一人について同一敷地内における住宅（用途上過分であるものを除く）1棟限りとする。

- (1) 補助対象建物を所有する者（同等の権利を有する者を含む。）であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は20万円（解体工事業者として市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者（以下、解体工事業者等という。）を利用する場合は30万円）のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、解体工事に関する契約を締結する前に、大府市木造住宅解体工事費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅解体工事費補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
- (3) 確認通知書の写し若しくは家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書
- (4) 案内図及び平面図
- (5) 工事見積書（解体工事業者等の記名のあるもの）
- (6) 対象建築物の写真（全景のわかるもの）
- (7) 市税の滞納がない旨の証明書（完納証明書）又はこれに代わるもの
- (8) 代理人によって申請を行なう場合にあっては、当該代理人に委任することを証する書類
- (9) 解体工事について市内事業者を利用する場合は、当該事業者が市内に本社を有すること（個人事業者を利用する場合には、市内に在住すること。）を証明する書類（登記事項証明書等）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、申請する年度の12月28日まで（大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条例第31号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、補助対象建物の所在地が第3条第6号アからウまでに掲げる事業の区域内である場合は、あらかじめ当該事業所管課と協議した上で行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市木造住宅解体工事費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、大府市木造住宅解体工事費補助金交付変更申請書（第4号様式）に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額の変更

ア 第7条第1項第1号及び第5号に掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者の変更

ア 補助金の交付決定を受けた申請者との続柄がわかる書類

イ 第7条第1項第7号に掲げる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の変更交付を決定し、大府市木造住宅解体工事費補助金変更決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 補助対象工事の契約及び着手は、補助金交付決定通知書交付日以降に行わなければならない。

（工事の中止又は廃止）

第11条の申請者は、補助金の交付決定後において、工事を中止し、又は廃止しようとする場合は、木造住宅解体工事中止（廃止）届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了実績報告）

第12条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、大府市木造住宅解体工事費補助金完了実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

ならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し（解体工事業者等の発行したものに限る。）
- (3) 工事写真（工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (5) 床面積80㎡以上の解体工事においては、建設リサイクル法の届出の受領証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領した場合は、報告内容を審査の上、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大府市木造住宅解体工事費補助
事業における審査結果通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に通知するもの
とする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に
大府市木造住宅解体工事費補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければ
ならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の
全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を
定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した
とき。
- (3) 第12条に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年
間保管しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要
綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。